

広島県教育委員会会議録

令和 3 年 3 月 2 4 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年3月24日（水） 13：00開会

14：30閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

志々田 まなみ

3 出席職員

教育次長	長谷川	信	男
管理部長	池田	克	輝
学びの革新推進部長	富永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島	伊	保
参与	生田	徳	廉
理事	榊原	恒	雄
総務課長	江原		透
秘書広報室長	糸崎	誠	二
教職員課長	山田	哲	也
文化財課長	白井	比	佐雄
学校経営戦略推進課長	杉本	真	一
教育支援推進課長	林		史
義務教育指導課長	重森	栄	理
高校教育指導課長	竹志	幸	洋

教育委員会会議臨時会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第1号議案 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について	1
日程第3	第2号議案 「広島県文化財保存活用大綱（案）」について	3
日程第4	報告・協議2 学校における働き方改革の推進について	5
日程第5	第3号議案 令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について	8
日程第6	報告・協議1 令和4年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について	8

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第3号議案は、委員の選考に関する案件であり、報告・協議1は、内部検討を行うものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第3号議案の令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、報告・協議1の令和4年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第3号議案及び報告・協議1を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について審議いたしますが、制定及び一部改正する規則等が複数ありますので、第1号議案の1から4に分けて説明させていただきます。

それでは、第1号議案の1と2について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、第1号議案の1及び2によりまして、事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正及び県立学校職員の介護支援部分休暇に関する訓令の制定につきまして、併せて御説明を申し上げます。

令和2年県議会12月定例会におきまして、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例が一部改正をされまして、4月1日から介護支援部分休暇を新設することとしてございます。この介護支援部分休暇は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、任命権者が定める時間を単位として、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1の範囲内の期間で無給の休暇を承認することができることとされてございます。

1の提案の要旨に記載してございますとおり、この任命権者が定める時間を定めるため、事務局等に勤務する職員につきましては、事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正を行うこととし、県立学校に勤務する職員につきましては、県立学校職員の介護支援部分休暇に関する訓令を新たに制定することにしてございます。

2の改正内容に記載してございますとおり、任命権者が定める時間につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務の例を準用して休暇の取得時間を定めることとしてございます。

したがって、6のその他に記載がございまして、1週間当たり休暇の取得時間は、1日につき3時間50分を週5日間取得、あるいは1日につき2時間50分を週5日

間取得，あるいは1日につき7時間45分を週2日間取得，あるいは1日につき7時間45分を週2日間と1日につき3時間50分を週1日取得のいずれかを選択することになるものでございます。

4の施行期日につきましては，令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど，どうぞよろしくお願いいたします。

平川教育長： 続きまして，第1号議案の3について，山田教職員課長，説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 第1号議案の3により，広島県立学校職員服務規程の一部改正について御説明を申し上げます。

この度の改正事項といたしましては，今，総務課長から説明をいたしました介護支援部分休暇制度の新設に伴い，当該休暇を取得する際の手続について追加したものでございます。

介護支援部分休暇の承認を受けようとするときは，取得開始日の一月前までに，要介護者に係る状況等及び請求期間を明らかにして，校長に請求することとなります。

請求に当たっては，広島県立学校職員服務規程施行細則で定める休暇簿を使用いたします。

施行期日は，令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど，よろしくお願いをいたします。

平川教育長： ただ今の第1号議案の1から3の説明に対しまして，御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

第1号議案の1から3のそれぞれについて採決いたします。

第1号議案の1に賛成の方は，挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって，本案は，原案どおり可決されました。

続いて，第1号議案の2に賛成の方は，挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって，本案は，原案どおり可決されました。

続いて，第1号議案の3に賛成の方は，挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって，本案は，原案どおり可決されました。

平川教育長： 続きまして，第1号議案の4について，杉本学校経営戦略推進課長，説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは，第1号議案の4によりまして，広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について御説明させていただきます。

資料の表紙を御覧ください。今回の規則の一部改正につきましては，県立高等学校の再編整備及び高等学校学習指導要領の改訂等に伴いまして，広島県立高等学校学則，広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正するものでございます。

2の各規則の改正内容でございますが，広島県立西高等学校の廃止及び広島県立広島国泰寺高等学校定時制課程，広島県立広島観音高等学校定時制課程，広島県立海田高等学校定時制課程の廃止，広島県立吉田高等学校全日制課程普通科及び生活福祉科の廃止，県立高等学校に入学を許可された者が提出する誓約書の規定の整備及び授業料の口座振替納付の開始，高等学校学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の編成を可能とするた

めの通信制課程における履修科目数の上限等の見直しなどに伴う改正でございます。

なお、これらの施行期日につきましては、いずれも令和3年4月1日を予定しております。

それでは、資料の1ページをお開きください。広島県立高等学校学則につきましては、一部の入学生につきましては、就学支援金制度の開始以降も授業料を学校で管理することとしておりまして、その場合に校長に対し、授業料の納付に係る誓約書を提出することとしておりますけれども、その対象範囲をより明確にするため、第15条、誓約書の提出を要する者の表記を、関係法令である高等学校等就学支援金の支給に関する法律を引用して定義づけ、これに伴って修正をすることとしております。

次に、授業料の納付に係る保護者の利便性の向上を図るため、第31条、授業料の口座振替による納付の方法を追加することとします。

また、広島国泰寺高等学校定時制課程などの廃止に伴いまして、別表第1から広島国泰寺高等学校の定時制課程など再編整備対象校の関係項目を削除するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。広島県立高等学校通信教育に関する規則につきましては、西高等学校の廃止に伴いまして、第2条から西高等学校を削除することとし、生徒の学習報告書の提出が遅延した場合、電話等により連絡を行うことが多く、学習報告延期届により理由を把握する必要性が低くなっておりますことから、第8条の学習報告延期届に係る規定を削除いたします。

また、中間試験及び終末試験といった表記を現在の表記に修正するというので、第10条、中間試験及び終末試験を前期末試験及び後期末試験と改めることとし、高等学校学習指導要領の改正により、通信制課程においても生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科、科目の履修が可能となるよう配慮する必要があることから、第12条でございますが、同時に履修できる科目数の上限に係る規定、それから次ページへ移っていただきまして、第14条、年間修得単位数の上限に係る規定、第20条の併修する場合の単位数の上限に係る規定、それぞれを削除するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 県立高等学校の授業料は、現状では口座振替は行っていないということなのですか。

林教育支援推進課長： これまでには行っておりません。

中村委員： よく見れば、ほかにもまだいろいろ改善するところがあるかもしれませんね。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

第1号議案の4の採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第2号議案 「広島県文化財保存活用大綱（案）」について

平川教育長： 続きまして、第2号議案、「広島県文化財保存活用大綱（案）」について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 失礼いたします。「広島県文化財保存活用大綱（案）」について説明させていただきます。

この大綱につきましては、資料の1の要旨にお示しいたしておりますとおり、県内文化財の計画的な保存と積極的な活用を一層推進するため、2か年で作業を進めてきたところでございます。本日は、その構成や内容が妥当か御審議いただき、教育委員会として決定していただきたいと考えております。

まず、改めて大綱について御説明いたします。

資料の2(1)の「策定の意義」を御覧ください。県民が地域に誇りと愛着を持ち、内外から選ばれる魅力ある地域の実現に向け、多様な関係者の参画による文化財の積極的な保存・活用を行うため、県では基本的な方向性を明確化し、各種取組の基盤として定めたいと考えております。これにより、各市町がその特色を生かしながら円滑に連携し、県内全体が同じ方向性で文化財の保存・活用に取り組むことが可能になると期待しているところでございます。

(2)の「策定の方法」を御覧ください。策定に当たっては、広島県文化財保護審議会、各市町や各局関係課とも連携し、案を作成してまいりました。具体的に作成したのが、別紙の1、文化財保存活用大綱の概要並びに別紙の2、広島県文化財保存活用大綱、現時点では案でございます。

別紙の1、「広島県文化財保存活用大綱の概要」を御覧ください。目指す将来像を明示し、目指す将来像の実現に向けた主な課題を、保存に関する事、活用に関する事、総合的な施策の推進に関する事、災害対応に関する事と捉え、文化財の確実な保存、文化財の価値の情報発信や活用、市町や地域社会と連携した総合的、広域的な取組推進を基本方針としていきたいと考えております。

別紙の2、「広島県文化財保存活用大綱(案)」を御覧ください。表紙の次に目次がございますが、この目次でお示ししておりますとおり、この大綱では、本県の状況、将来像、課題、基本方針、取組方針及び措置等を各章で説明する構成といたしております。その内容につきましては、先ほどの概要で御覧いただければと思います。所有者や市町への支援、人材育成、情報発信、災害対応などについて分かりやすく示せるよう努めたつもりでございます。

なお、この案につきましては、資料の4(1)の「これまでの主な取組と今後の予定」にも記載しておりますとおり、3月11日に開催された広島県文化財保護審議会において、この内容で策定することが適切である旨、答申を受けております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 今、課長から御説明がございましたが、これをずっと一読させていただいて、大変よく分かりやすくおまとめになられたなと思います。個別の案件については、これを基にまた取り扱われるのだと思うのですが、特にこの大綱案の3ページに、1が本県、2が市町、3が所有者等ということで、それぞれの役割について書いていただいております。それぞれがどういうふうに関わらなくてはならないかということがよく分かると思います。また、63ページから始まります「将来像実現に向けた課題」というのが、やはりここでしっかり課題についても明確に書いていただいているところでございますが、県や市町においてはそれぞれ自治体の管理とかを進めていくでしょうけれども、所有者の方が、文化財の保存活用については経済的なこともありますし、いろいろな課題を持たれていたり、実情は非常に厳しくて困難なことも予想されると思いますので、今後ともよろしくお願したいと思います。意見までです。

近藤委員： 形式的なところで恐縮ですが、88ページに空欄があるのは、これから書き足されるということになるのでしょうか。

白井文化財課長： この空欄については、特に書き込む予定はございません。作業用として残っているという状況でございます。

近藤委員： では、ここは削除なり、これから整理ということなのですね。

白井文化財課長： 公表までに作業させていただきます。

中村委員： この大綱にあるように、是非県内の文化財の保存・活用を進めていただきたいと思います。

具体的な内容については、市町が地域計画を作るということだと思うのですが、例えば、意義のところにも書いてあります、複数市町で共有する文化財の広域的な活用、それぞれの市町が共同してやるよといったときに誰がリードしていくのかということと、あと、77ページのところになるのですが、実際に市町が計画を作って保存活用を進めていく中で、人材の確保、育成について推奨すると書いてあるのですが、実際、その人材を手厚くしていくとなるとコストもかかるのだと思うのですが、そういったところについて、何か具体的に推奨以上の支援などがあるのかといったところが分れば教えていただきたいと思います。

白井文化財課長： まず、広域的に所在する文化財には、例えばオオサンショウウオのように地域を定めずあるものと、あと、朝鮮通信使のようにそれぞれの市町で特有のものが広域に広がっ

ているものと、2種類がございます。オオサンショウウオ等のようなものにつきましては、これは県の方がいわゆる具体的な計画を定めていく必要があるかと思っております。朝鮮通信使などのような個別にあるものをそれぞれ線として結びつけていくものについては、市町や観光部局とも連携しながら取組を検討していきたいと考えております。それから、人材育成の推奨につきましては、現時点では私どもとしては、各市町の実情に応じながら、それぞれの市町で文化財の職員が育っていくように図っていきたくと考えております。

中村委員： ということは、その広域に渡るものについては、県の方でリーダーシップを取って働きかけていくということでしょうか。

白井文化財課長： かなり積極的に動く分野と、通信使の資料がどのような形で所在するかなど地域の実情に応じながら考え方を整えていくものと、2種類あるかと考えております。

中村委員： もう1点教えてください。2ページの「本大綱の対象とする文化財」の後段のところに「必ずしも文化財に該当するとは言えないが、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても配慮する。」と書いてありますが、これは具体的にはどのようなものになるのでしょうか。本文の中に書いてあるフラワーフェスティバルや管絃祭、カープ、広響とか、そういったことになるのでしょうか。

白井文化財課長： 現時点では具体的に広響とか、そのようなイメージで言っているものではございません。近年の傾向を見ますと、例えば食文化、和食とかも世界文化遺産、あるいは大工さんの技術とかもなっていくように、今まで考えたことがないようなものまで掘り起こしを図っていくという状況にありますので、それらに努めていきたいという趣旨でございます。

中村委員： ということは、これから具体的な中身も調べてやっていこうということですかね。

白井文化財課長： 委員御指摘のとおりでございます。これから更に調査を進めて、検討してまいりたいと考えております。

菅田委員： 我々が見ても非常に分かりやすく、こういうものがあって、今度行ってみたいという冊子になっているので、非常にありがたいと思います。

1点、81ページの第6章「防災・災害発生時の対応」のところで、防火に関しても非常に注意されているということが分かるのですが、最近では風水害、特に水害が結構東部でも西部でも起きています。2(2)に「ハザードマップを参考にして災害が予想される…」と書かれているのですが、ハザードマップは市町のものと国交省のもの2種類があって、それも片方は100年に一度、もう片方は1,000年に一度で、例えば私の住んでいるところだと、市の方では1メートル、国の方では3メートルの被害が出ると書いてあり、ものすごく乖離があって、どちらを基準にすればいいのかということ等もありますので、この辺り、県としては市町のハザードマップで対応するのか、国交省で対応するのか、そういう部分については何か決まっているのでしょうか。

白井文化財課長： この大綱の策定に当たりましては、より頻度の高い市町のハザードマップを前提にした計画を立てるように指導していきたいと考えてまいりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議2 学校における働き方改革の推進について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、学校における働き方改革の推進について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長：失礼いたします。それでは、報告・協議２、学校における働き方改革の推進について御説明いたします。

資料の１ページを御覧いただければと思います。昨年３月に、学校における働き方改革取組方針を改定いたしまして、今年度取組を進めてまいりましたので、本日はその取組状況やその成果、令和３年度取組の方向性について御説明いたします。

まず初めに、「１ 取組期間、目標・成果指標の状況について」でございます。

取組期間、目標・成果指標につきましては、資料にお示ししているとおりでございます。

今年度の目標・成果指標の状況でございますけれども、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合は72.9%となっております。近年70%前後という状況でございましたが、今年度は昨年度より約3ポイント上昇をいたしまして、平成29年度以降で最も高い数値となっております。

続きまして、教育職員の時間外在校等時間につきまして、月当たり45時間を超えた教員数や年間の平均時間、いずれについても昨年度よりも改善をしております。

続きまして、２ページを御覧いただければと思います。２の「令和２年度の主な取組の状況及び令和３年度取組の方向性」についてでございます。詳細につきましては、別紙として３ページに取りまとめておりますので、また後ほど御覧いただければと思います。

お示ししておりますとおり、今年度取組方針に掲げます四つの視点を柱といたしまして、例えばスクール・サポート・スタッフの配置、校務支援システムの効率的・効果的な運用、それから部活動指導員の配置に対する経費の補助、勤務時間管理や業務のマネジメントの徹底、教職員の働き方に対する意識の醸成のための研修等といったことに取り組んでまいりました。

とりわけ勤務時間管理や業務のマネジメントの徹底につきましては、昨年度の県立学校に対するアンケート調査の結果において、十分取り組んでいない状況が見られましたことから、今年度、課題意識を持って取り組んでまいりました。

具体的には、入退校に係る開錠施錠時刻の目安を各学校で定めるよう通知をいたしまして、その徹底を図ること。それから、長時間勤務が常態化している教員の勤務実態や管理職の対応状況等を個別に把握をし、校長に対し改善策等について指導、助言を行うこと。それから、長時間勤務の状況に改善が見られない教員につきまして、当課の職員が直接面談をして勤務状況を確認し、校長と改善策を検討するといった取組を行ってきたところでございます。

こうした取組を進めました結果、教職員対象のアンケートにおいては、自身の勤務時間等を意識しながら日々業務に取り組んでいると回答した割合が87.3%と、昨年度より約13ポイント上昇するなど、教職員の働き方改革や業務改善に対する意識の向上が見られたというふうにとらえているところでございます。

こうした一定の成果が見られた一方で、取組方針に掲げます目標の達成には至っておりませんことから、令和３年度においては、これまでの取組をベースとしつつ、教職員の負担軽減や業務の効率化に向けた環境整備として、ICT機器等を活用した教職員の事務の省力化、学校の働き方改革の現状や県教育委員会の考え方等につきまして、保護者、地域等の理解を得るための情報発信、それから国の動向等も踏まえ、本県における将来的な部活動の在り方についての検討、管理職による組織マネジメントの徹底といったことについて着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、３の「その他」でございますが、教職員の心身の健康増進等を目的としました県立学校の一斉閉庁につきまして、今年度は夏季の３日間に加えまして、冬季に１日間試行実施を行ったところでございます。令和３年度につきましては、冬季を更に１日増やしまして２日にしてまいりたいと考えております。

最後に、資料の４ページ以降、参考資料の１、２といたしまして、時間外在校等時間の状況や組織マネジメントの確立について、アンケート調査の結果を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長：ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員：資料を拝見しますと、長時間勤務は縮減され、その一方で、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合も増えたということで、これは大変喜ばしいことだと思います。先ほど御説明いただいた取組が功を奏して、教員の意識も向上したということで、これも大変素晴らしいことだと思います。

ただ、そうは言っても、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合はまだ73%ということですから、目標にも達していませんし、3割は子供と向き合う時間が確保されていないということですから、これはまだまだ是非引き続きここをいかに増やしていくかに尽きると思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

この、細かい表現ですけれども、「近年70%前後で高止まりをしていたが」というのに少し違和感があり、どうなのかなということと、あと、これはあくまで県立学校についてということですよ。市町立というか、義務教育学校等についても同じような傾向に改善されているのかという点について教えていただけますでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長：失礼いたしました。確かに目標に到達していないので、高止まりという表現はあまりよろしくはないかと思しますので、この辺りはまた気をつけてまいりたいと思います。

それから、市町の状況でございますけれども、直接県の方で把握ということにはなっていないのですけれども、国の方で調査をしておりますので、その状況について速報値等を手に入れるようにしているところでございます。

市や町の教育長と話をする場面もあるのですけれども、やはり県同様、特にコロナ対策でいろいろな業務があり、教員も一生懸命やっているというところで、なかなか、できていないのではないかという難しいところはありつつ、一方で、法で定められたことなので、しっかり指導していかないといけない。こういった両方を見ながら、苦労しながら対応しているとお聞きしておりますので、県の取組の状況も情報交換しながら、市町と歩調を合わせて一緒にやっていきたいと考えております。

近藤委員：令和2年度ということでは言及いただいているのですけれども、今年度一斉休業などがあって、その後、カリキュラムを年度内に収める御苦労とかもあり、なかなかイレギュラーな1年だったのではないかなと思います。お聞きしたいのが、先生の忙しさというのは、年度通して、現状、例年のような感じになっているのかというのが1点と、そのイレギュラーな中で、行事を整理したりだとか、ICTの教材を作ったりだとか、次年度以降先生たちが働き方改革のために使えるものというのが何か見えてきたものがあれば教えてください。

杉本学校経営戦略推進課長：まず、例年に比べての忙しさについてですけれども、休業期間中は学校が開いてない、生徒がいないということで、実は例年に比べて教員の勤務時間自体は随分削減されているという状況がございました。一方で、オンラインの授業が得意だったりする特定の教員がICTの教材や動画を作ったりというようなこともございまして、特定の教員に少し偏った形で時間外在校等時間の増加が少し見られたかなと思っています。

一方で、今回、休業中のオンラインの活用状況等ICTのアンケート調査を実施いたしましたので、この中でやはり非常に役に立ったというお声がございました。こういったことが起きたから何もできないのではなくて、授業の時間割と同時進行で、プリントだけではありますけれども、子供がきちんとその時間帯に起きて、しっかり時間を合わせてみんなが一斉に授業に取り組めたといったような効果もあったと思っておりますので、引き続きどんな事態になってもオンラインを使ってしっかり授業等ができるという環境を今整えているところもございまして、そういったところは、ある意味今回のことがきっかけで進んできた、あるいは教員の意識も変わってきたということもあるかと思っておりますので、引き続きそういったところに取り組んでまいりたいと考えております。

細川委員：近藤委員もおっしゃったように、令和2年度は学校に子供が来ない期間が結構ございましたので、その辺りのところで各学校もいろいろ個別に対応が違ったと思っております。それがそのままここに数字に落ちて、果たして令和3年度に、生徒が4月から通常どおり学校に登校するようになってまた数字が悪化しないように、今御指摘をいただいたようなことにお気をつけいただきたいと思うのですけれども、5ページの(2)の「業務のマネジメント」のところの一つ目の丸のところ、長時間勤務の傾向にあると判断した教職員に対する取組というのが、令和元年度に比べてかなり改善していますよね。この2番目の「業務の効率化や進め方について指導助言した」というので、助言したことにはなっていますが、それが実際にどれぐらい効率化、業務が進むのかということ、この辺りのところが県教育委員会としてはどういう捉え方を今後されるのかということ、各県立高校がいわゆる会社でいえば独立採算みたいな、各校でそれぞれ取り組んでいきますが、県教育委員会がセンター機能として、何か集中的に関わることができないのかなと思うのですけれども、もし何かございましたら教えていただきたいです。

杉本学校経営戦略推進課長：まず、最初のマネジメントの件でございますけれども、やはり管理職がしっかり意識をして取り組むというのが非常に重要なことだと考えております。学校によっては、例

えば同じ分掌をずっと持っていることで、その先生にばかり負担がかかるということがないように、分掌割り振りを変更したり、そういったことも含めて対応しているということで、今回勤務時間が非常に長い教職員については、直接当課からも話を聞いたりということもしておりますので、よりそういった意味での意識が高まっているということはあるかと考えております。

それから、教育委員会としての関わりということでございますけれども、これまで学校の好事例を集めて、それをほかの学校に共有をしたり、あるいは様々な研修で働き方改革について説明、あるいは取組の状況を確認して共有するといったことをしておりますので、引き続きそういった取組と併せて、今、校務支援システムということで生徒の成績管理とか、あるいは出欠の管理等、こういったものをシステム化して全校統一してやっていたりしますので、そういったシステム的なものも含めて、引き続き対応していきたいと考えております。

菅田委員： アンケートの最後のページのスクラップ・アンド・ビルドなのですが、日々の業務、行事などを見直すというのは非常にいいことだと思います。その際に積極的にスクラップ・アンド・ビルドとなると、また一からということになったりすることもあるかと思うのですが、これはどういうことをイメージしてというか、意図してスクラップ・アンド・ビルドを推奨されているのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： やはり年間の限られた時間を有効に使っていかうということでございまして、行事も何でも止めればいいというものではないと思いますので、生徒の状況に応じて効率的に進めるということでございます。授業時数確保と行事等の確保の両方やっていく必要があるということで、例えば昔で言うと、試験期間は昼まで帰っていたところを、今は午後からも授業をしているということもございまして、始業式、終業式の日も授業をする学校もございまして、そういう学校の状況に応じて様々な工夫をしながら、この日はみんな一斉に帰ろうという日を設けたり、部活動の指針で言いますと、土日のどちらかプラス平日の1日は部活を休みましょうと。そういったことをやっていますので、先ほどの一斉閉庁の話もそうですけれども、一斉にやるところ、それから学校の実情に応じてやるところ、それぞれ分けて取り組んでいこうということで考えております。

中村委員： 教員の時間管理はどうやっているのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： パソコンの入り切りの時間で管理をしています。それだけですと出勤時間と退勤時間しか分かりませんので、間で休憩した時間ですとか、それから自己研鑽など業務以外のことをした時間を自分で申告をして引くというシステムになっております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:43)

【非公開審議】

第3号議案 令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について

令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議1 令和4年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

令和4年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について協議した。

(14:30)